

令和8年4月17日

保護者のみなさま

小松島中学校長 西山伸二

法改正に伴う業務改善への取組について

陽春の候、日頃は本校教育にご理解、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、この4月より労働基準法の約40年ぶりの大幅な改正に伴い、給特法改正、そして徳島県においては「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」が発出されました。そこには、「超過勤務が月平均30時間程度／45時間以下」と明記され、今まで当たり前に行ってきたことへの大幅な見直しが迫られることとなりました。そこで、本校では昨年度末に「徳島県業務改善伴走支援事業」を受け、今年度より次のような取組を行うこととなりました。保護者の皆様におかれましては、教育の質の向上実現をめざした業務改善ために、ご理解とご支援をいただけますようお願いいたします。なお、このことについての詳細はPTA総会（4／30）で説明いたしますので、是非、ご来校ください。

（本校の取組）

1 勤務時間

休憩時間を見直し、勤務時間を8：05～16：40に変更

2 開門時刻

7：45に変更

3 電話対応時間

平日7：45～18：00に変更

4 年間を見据えた教育課程の見直し

金曜日を5校時まで

「朝自習」を5教科（国数社理英）の「朝学習」とする。

5 部活動改革

①活動の基本を平日3日、勤務時間内とし、大会は精選し引率を行う。

②勤務時間外に活動を希望する顧問は、「勤務時間外部活動希望表」を校長まで提出

*活動時間については、業務管理の観点から月45時間以下となるように意識し、生徒のケガ防止の観点からも「部活動ガイドライン」を遵守する。

（参考資料）

【徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 R8.3】

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/file/attachment/1043525.pdf>



【給特法等改正法について 文部科学省 R7.7】

https://www.mext.go.jp/content/20250709-mext_kyoiku01-000043656_06.pdf

